

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 6 件

九州（鹿児島）厚生年金 事案 5181

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和26年4月1日、同資格の喪失日は27年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年4月頃まで

厚生年金加入記録照会を行ったところ、A事業所の被保険者資格の喪失日が不明であり、年金記録確認第三者委員会に申し立てる必要がある旨の連絡を年金事務所から受けた。同事業所には少なくとも昭和27年4月頃までは勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚二人（被保険者資格の取得月は、昭和26年4月）は、申立人は自身と同時期に入社して、1年以上は勤務していた旨供述していることから、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）から、申立人は昭和26年4月1日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人の資格喪失日に係る記録は確認することができない。

また、被保険者名簿については、被保険者期間が長期間に及ぶ場合等は、被保険者名簿の記入欄が無くなるため書換えが行われていたところ、A事業所には書換え前と書換え後の被保険者名簿が存在しており、i) 書換え前の

被保険者名簿を見ると、申立人を含む複数の被保険者については資格喪失年月日が空欄の状態記録されているが、書換え後の被保険者名簿に氏名が記載されていないこと、ii) 前述のとおり、旧台帳においても資格喪失日の記載が無いことから、社会保険事務所（当時）の記録管理が不適切であった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年4月1日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが推認できることから、申立人に係る同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得時（昭和26年4月）の被保険者名簿の記録から、3,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付に反映されない記録になっている。

申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書及びA社が提出した賃金台帳の写しによると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び賃金台帳の写しから、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月24日に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私は、昭和48年12月末日までA社B支店（現在は、C社B支店。申立期間当時の厚生年金保険適用事業所の名称は、A社）に在籍していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同月31日とされている。

このため、C社B支店に照会したところ、在職期間についての証明書が交付されたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社B支店が提出した申立人に係る人事記録及び同社が平成25年11月26日付けで申立人に送付した「証明書」には、申立人のA社B支店に係る在職期間として「昭和46年4月1日～昭和48年12月31日」と記載されている。

また、C社B支店は、人事記録以外の関連資料は保管していないが、月末退職であれば、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる旨回答している。

これらのことから、申立人は申立期間において、A社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和48年11月の記録から、6万円

とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社B支店は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを48年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万4,000円、申立期間②は18万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 25 日
② 平成 19 年 12 月 20 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名義の金融機関の普通預金元帳及び申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、申立期間①及び②に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の普通預金元帳及び同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は6万4,000円、申立期間②は18万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は所在不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付に反映されない記録になっている。

申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳の写しによると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳の写しから、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月24日に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を14万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、14万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の給付に反映されない記録になっている。

申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳の写しによると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳の写しから、39万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月24日に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から9年10月1日まで

私は、A事業所における申立期間の標準報酬月額の記録について確認したところ、当該期間の標準報酬月額は26万円であるはずなのに、9万2,000円と記録されている。

厚生年金保険料も標準報酬月額26万円に相当する額が給与から控除されていたので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の申立事業所に係るオンライン記録によると、平成8年8月1日付けの随時改定において22万円から9万2,000円（当時の標準報酬月額等級の下限の額。実額は2万6,000円と記録されている。）に下がっていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所が提出した給与明細一覧表によると、申立期間の標準報酬月額の改定の基礎となる平成8年5月から同年7月までの期間に申立人に支給された報酬額の平均は25万8,492円となり、標準報酬月額26万円に相当する額であることが確認できる。

また、申立事業所に係るオンライン記録によると、i)平成8年8月1日付けの随時改定処理が申立人と同一日（平成8年8月15日）に行われたことが確認できる複数の同僚については、全員が前述の給与明細一覧表に記載された報酬額に基づく標準報酬月額に改定されていることが確認できること、ii)平成8年度の定時決定並びに8年7月1日付け及び同年8月1日付けの随時改定において、申立人のほかに標準報酬月額が大幅に減額改定された者は見当たらないことなどから、申立人の標準報酬月額が9万2,000円となる

旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立事業所を管轄する社会保険事務所が前述の平成8年8月1日付けの随時改定処理を行う際、事業主が届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額（26万円）を一桁見誤り、2万6,000円と誤認した上で、標準報酬月額の決定を行った可能性がうかがえることから、日本年金機構Bブロック本部C事務センターに照会したところ、同事務センターは、「申立期間に係る標準報酬月額を誤って登録した可能性は否定できない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から60年12月まで

私は、国民年金保険料について全て納付したと思っていたが、年金事務所で確認したところ、申立期間に係る保険料が未納とされているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立期間後の昭和63年4月にA市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（大分）国民年金 事案 2784（大分国民年金事案 310 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

申立期間に係る私と妻の国民年金保険料は、納付組織の集金人に 3 か月分ずつ妻が納付してきたが、未納期間となっているのは納得できないとして年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

新たな資料は無いが、申立期間当時に住んでいた A 市 B 区が、申立期間後に B 区と C 区に分割されたため、国民年金の紙台帳がどちらかの区役所に残っているのではないかと思い、再度申し立てるので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者記録から、昭和 37 年 8 月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、その時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間となるが、申立人及びその妻には、遡って国民年金保険料を納付したり、まとめて納付したりした記憶が無く、当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき平成 20 年 11 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の国民年金の紙台帳が A 市 B 区役所又は同市 C 区役所に残っているのではないかとして再度申し立てている。

このことについて、A 市 B 区及び同市 C 区に照会したが、両区は申立期間当時の保険料の納付状況について確認できる資料は保管していない旨回答している上、申立人から年金記録の訂正につながる新たな供述は得られず、ほかに大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（大分）国民年金 事案 2785（大分国民年金事案 309 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、申立期間に係る自分と夫の国民年金保険料を、納付組織の集金人に 3 か月分ずつ納付してきたが、未納期間となっているのは納得できないとして年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

新たな資料は無いが、申立期間当時に住んでいた A 市 B 区が、申立期間後に B 区と C 区に分割されたため、国民年金の紙台帳がどちらかの区役所に残っているのではないかと思い、再度申し立てるので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者記録から、昭和 37 年 8 月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、その時点では、当該期間は過年度納付が可能な期間となるが、申立人には、遡って国民年金保険料を納付したり、まとめて納付したりした記憶が無く、当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき平成 20 年 11 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の国民年金の紙台帳が A 市 B 区役所又は同市 C 区役所に残っているのではないかとして再度申し立てている。

このことについて、A 市 B 区及び同市 C 区に照会したが、両区は申立期間当時の保険料の納付状況について確認できる資料は保管していない旨回答している上、申立人から年金記録の訂正につながる新たな供述は得られず、ほかに大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（大分）国民年金 事案 2786（大分国民年金事案 209 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 6 月までの期間、46 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 47 年 9 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 45 年 6 月まで
② 昭和 46 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 47 年 9 月から 50 年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料は父が一括して、申立期間②及び③の保険料は自分で納付組織に納付していたにもかかわらず、いずれも納付済期間となっていないので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回、昭和 45 年から 47 年当時、婦人会で保険料の集金を担当していた方が証言してくれるので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 50 年 8 月頃と推認でき、その時点では申立期間①及び②並びに申立期間③の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人の父親は既に死亡しており、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立期間②及び③については、納付組織を通じて申立人又は申立人の家族が保険料を納付していたことを裏付ける関係資料が無いことなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき平成 20 年 9 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年から 47 年当時において、保険

料の集金を担当していた者から証言が得られるとして再度申し立てている。

しかしながら、当該集金担当者に照会したものの、その回答からは、申立人に係る年金記録の訂正につながる新たな事情が得られず、そのほかに、大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 21 日から 57 年 4 月 1 日まで
② 昭和 58 年 12 月 11 日から 59 年 5 月 1 日まで

私は、勤務時期は定かではないが、申立期間にA社に2年以上、「B社」又は「C社」に5か月以上勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立てについては、申立人が申立期間①のうち、昭和54年5月16日から56年6月30日までの期間において同社に勤務していたことが、雇用保険の被保険者記録から確認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社の取締役は、当委員会からの照会に対し、事業開始から現在までの期間において厚生年金保険に加入していたことは無く、従業員の給与からは所得税と雇用保険料を控除し、厚生年金保険料は控除していなかった旨回答している。

また、申立人がA社に勤務していた当時の同僚として挙げた者は、同社は厚生年金保険に加入していなかったため、自身は国民年金に加入していた旨回答している。

2 申立人が5か月以上勤務したと主張している「B社」又は「C社」については、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないが、「B社（現在は、D社）」という名称の厚生年金保険の適用事業所に照会したところ、申立人が記憶している当時の事業主の姓、勤務先の業種及び取引先の名称と符合することから、申立事業所は、同社であると考

えられる。

しかしながら、D社の事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人が同社に勤務していたかは不明としているほか、賃金台帳等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料も保管していないが、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない従業員の給与から保険料を控除することは無かった旨回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録を確認できる同僚14人に照会し、4人から回答を得られたが、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の給与からの控除についての具体的な供述を得られない。

- 3 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月30日から35年6月1日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和25年5月30日となっている。私は、同社に35年5月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた同僚の一人が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同被保険者資格を取得していることが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、適用事業所名簿によると昭和26年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、A社における同僚として複数の氏名を挙げているが、既に死亡しているなどして連絡が取れないため、同社に係る前述の被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した二人に照会を行ったが、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除等について具体的な回答を得ることができない。

さらに、A社の元事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほ

かに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A事業所に平成4年3月1日から勤務したにもかかわらず、申立期間の農林漁業団体職員共済組合（以下「農林共済組合」という。）の組合員記録（現在は、厚生年金保険被保険者記録）が同年5月1日からとなっているので、申立期間について、農林共済組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る政府管掌健康保険（当時）及び雇用保険の被保険者資格の取得日が平成4年3月1日であることから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立事業所の現在の総務担当者は、申立期間当時、従業員の採用と同時に政府管掌健康保険被保険者の資格取得手続を行っていたが、採用当初は「雇員」として見習の期間があり、当該期間終了後に農林共済組合に組合員資格の取得手続を行っていた旨供述している。

また、オンライン記録により申立人の政府管掌健康保険被保険者資格の取得日の前後6か月以内に同資格を取得していることが確認できる11人のうち9人について、同資格と農林共済組合の組合員資格の取得日が相違していることが確認できることから、申立事業所は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に農林共済組合に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、農林共済組合が提出した組合員資格新規取得届の写しにより、申立人の農林共済組合における組合員資格の取得日は平成4年5月1日と記載されていることが確認でき、当該取得日はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（熊本）厚生年金 事案 5192（熊本厚生年金事案 268 及び 981 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで

私は、A社（B会に在籍していた期間を含む。）の船舶乗組員として勤務していた期間について年金記録確認第三者委員会に対し、船員保険の被保険者として認めるよう2回申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

昭和 19 年 9 月分の給与として 85 円支給された時、税金、船員保険料、報国団費等が天引きされ、68 円数十銭の手取りであったことを鮮明に記憶しているほか、B会の船員保険被保険者票の空欄には、当初、申立期間に係る記録が記載されていたものと思う。

また、申立期間当時の予備船員は船員保険の被保険者とならない期間であったと説明を受けたが、戦時中、命懸けで働いた船員に対し、国がそのような措置をとるはずがない。

今回、昭和 19 年 1 月又は 2 月に撮影した、私と同僚が写っている写真及びA社の本社が戦災により全焼した旨が記載された資料を提出し、再度申し立てるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 回目の申立て（当時の申立期間は、昭和 19 年 8 月 14 日から 20 年 4 月 1 日まで）については、当時、申立人は船舶に乗り組まない予備船員であり、昭和 20 年 3 月以前については、予備船員は、船員保険法の規定により船員保険の被保険者とされていなかったことなどを理由として、既に年金記録確認熊本地方第三者委員会（当時。以下「熊本委員会」という。）の決定に基づき平成 21 年 9 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについては、申立人は、新たな事情として、B学校からA社に同時期に入社した同僚の氏名を挙げ再度申し立てしているところ、当該同僚については、他の同僚がC社会保険事務所（当時）宛ての上申書により、申立人と同時期にB学校を卒業し、A社に入社したことを証明しているが、当該同僚及び上申書の提出者についても、入社後数か月間の未加入期間があり、予備船員とみられる期間について、船員保険の被保険者記録を確認することができないことなどを理由として、既に熊本委員会の決定に基づき平成24年12月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和19年に撮影したとする写真及びA社の本社が戦災で全焼した旨が記載された資料を提出しているが、当該写真及び資料では、申立人が申立期間に船員保険に加入していたことを確認することはできない。

このほか、申立人から年金記録の訂正につながる新たな供述は得られず、熊本委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（宮崎）厚生年金 事案 5193（宮崎厚生年金事案 849 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

私は、A社B事業所を結婚のため退職したが、年金事務所の記録では、申立期間について脱退手当金を支給済みとされていることから、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、会社に対し脱退手当金の請求を依頼した記憶は無く、また、結婚後すぐにC県からD県に転居しており、脱退手当金を受け取ることはできなかつたはずなので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立期間当時、申立事業所においては事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえること、ii) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い等、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどを理由として、既に年金記録確認宮崎地方第三者委員会（当時。以下「宮崎委員会」という。）の決定に基づき、平成 23 年 7 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金が支給されたとする頃には、D県に転居しており、脱退手当金を受け取ることはできなかつたはずである。」として再度申し立てている。

しかしながら、申立期間当時に申立事業所を管轄していた年金事務所に対し、脱退手当金の支払方法について確認したところ、本人又は代理人への社会保険事務所（当時）での支払のほか、銀行又は郵便局の窓口において支払うことが可能であったことから、申立人がC県からD県に転居したことのみをもって脱退手当金を受け取ることができなかつたとまでは言えず、ほかに、

申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、宮崎委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月

私は、A社B支店に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社B支店の経理事務担当者は、「A社では、従業員の給与及び賞与並びに厚生年金保険料の計算は本社で行っており、給与及び賞与は、必ず金融機関の口座振込みにより支払われていた。」と供述しているところ、オンライン記録により申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚も、「給与及び賞与は全て金融機関振込みで受け取った。」と供述している。

しかしながら、申立人が申立期間当時において、A社からの給与及び賞与が振り込まれていたとする金融機関が提出した申立人名義の「普通預金元帳」では、平成16年3月以前の履歴が確認できないことから、申立期間①及び②に係る賞与が支払われていたことを確認することができない。

また、前述の「普通預金元帳」では、平成16年4月以降の履歴が確認できるものの、A社から給与及び賞与が振り込まれた記録は見当たらず、申立期間③及び④に係る賞与が支払われていたことを確認することができない。

さらに、申立人は、A社からの給与及び賞与が振り込まれた金融機関の口

座について、前述の口座以外は記憶が定かではない旨供述していることから、申立期間に係る賞与が支払われていたことを確認することができない。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、法人登記簿謄本によると、平成21年9月*日に破産手続終結となっている上、複数の代表取締役及び破産管財人は、当時の資料を保管していない旨回答していることから、申立期間に係る賞与の支給及び事業主による厚生年金保険料の賞与からの控除を確認することができない。

また、A社が加入していたC健康保険組合及びD厚生年金基金に照会したが、いずれも申立人の申立期間に係る賞与支払届について、届出の事実を確認できない旨回答している。

さらに、E市役所及びF税務署は、申立期間に係る賞与の支給及び社会保険料の控除を確認できる資料について、保存期限の経過により保管していない旨回答していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。